(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和3年 5月 28日

東京都知事 殿

提出者 住 所 愛知県瀬戸市暁町3-143

氏 名 富士特殊紙業株式会社 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

> 取締役常務 山口 圭介 電話番号 0561-86-8526

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	富士特殊紙業株式会社 本社工場
事業場の所在地	愛知県瀬戸市暁町3-143
計 画 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
当該事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
①事業の種類	15 印刷・同関連業
②事業の規模	資本金 1億
③従 業 員 数	509人
④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	

(日本産業規格 A列4番)

特別	寺別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
	(管理体制図)				
	別紙2のとおり				
特別	<u> </u> 管理産業廃棄物の排出の				
		【前年度(令和2年度)実績			
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油(廃溶剤)	廃酸	
		排出量	49.00 t	76.70 t	
		(これまでに実施した取組))		
	①現状	残インキの抑制 製版メッキライン使用水の循	£ 理 4 山 田		
			自垛利用		
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油(廃溶剤)	廃酸	
		排出量	49.00 t	76.70 t	
		(今後実施する予定の取組)			
	②計画	残インキの抑制			
性切	 管理産業廃棄物の分別	 			
1寸万	11日生生未用果物以万別(□ (分別している特別管理産業別	室 動の種類及び分別に思	週する取組)	
		製版排水処理設備の廃止とクロ			
	①現状				
		(今後分別する予定の特別管理		別に関する取	
	②計画	組) 印刷使用インキの水性化促 カラーマッチャーによる残イン			
	❷ 川 四		C > > 32 la thai		

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
	【前年度(令和2年度)実績】			
	自ら行う特別管理産業廃棄のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	TH/T	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	①現状 	(これまでに実施した取給	且)	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(2)計画	(今後実施する予定の取締	且)	
	と行る特別答理充業成奏			
	り打り特別官理性素焼果	【前年度(令和2年度)実		
		特別管理産業廃棄物の種類	·····································	
		自ら熱回収を行った	产 但	产 版
		特別管理産業廃棄物の量	– t	- t
	(I)現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
		(これまでに実施した取締	且)	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
		(今後実施する予定の取給	且)	

自身	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
	【前年度(令和2年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸		
	①現状	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t		
	シジロハ	(これまでに実施した取組)			
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸		
	②計画	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t		
		(今後実施する予定の取組)			
特別	」管理産業廃棄物の処理の	の委託に関する事項				
		【前年度(令和2年度)実統	責 】 			
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸		
		全処理委託量	49.00 t	76. 70 t		
		優良認定処理業者 への処理委託量	49.00 t	76. 70 t		
		再生利用業者への 処理委託量	- t	- t		
	①現状	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t		
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t		
		(これまでに実施した取組)			

(第5面)

(第5面)					
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	
		全処理委託量	49. 00	t 76	. 70 t
		優良認定処理業者 への処理委託量	49.00	t 76	.70 t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	1	t	- t
		認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	- t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	-	t	- t
		【前年度(令和2年度)実績】			
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業廃勇 排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄	量	125	. 70 t
		(今後実施する予定の取組)すでに導入して	ている	
※事	环務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関す る取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行 規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



産業廃棄物総括責任者

常務 特別管理産業廃棄物管理責任者 産業廃棄物管理責任者 工場長 工場長 種別排出管理責任者 種別排出管理責任者 廃プラスチック類 鉄くず 紙くず 強酸 汚泥 引火性廃油 廃アルカリ 木くず (空缶・鉄屑) (紙管・段ボール) 乾電池 生産1部1課課長 生産1部1課課長 生産1部部長 生産1部部長 生産1部部長 生産1部1課課長 生産3部部長 蛍光灯 生産2部部長 生産2部部長 生産3部部長

セトパッケージ部長